別　紙

環境保全協定書第２条第２項に基づく環境保全等の諸対策について、次のとおり定める。

１．大気汚染防止対策

乙は、ボイラーの使用に当たり、硫黄含有率の低い燃料を使用し、ばい煙等発生防止に努め、施設を良好な状態に維持管理するものとする。

２．水質汚濁防止対策

乙は、水質の汚濁防止については、次の各号により措置するものとする。

(1)　公共用水域には、敷地内の雨水、排水処理設備の処理水以外は排出しないこと。

(2)　雨水排水については、薬品、油類等が混入しないようにすること。

(3)　有害物質を含む汚水等が地下に浸透することのないようにすること。

(4)　最終排水口は、常に排水が目視できるようにすること。

(5)　上記(4)の排水の水質項目及びその基準値は、次のとおりとする。

	水質項目	基準値
1	水素イオン濃度（pH）	5.8 以上 8.6 以下
2	浮遊物質量（SS）	200 mg/ℓ以下
3	生物化学的酸素要求量（BOD）	160 mg/ℓ 以下

３．騒音防止対策

乙は、騒音の防止については、次の各号により措置するものとする。

(1)　騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）を遵守し、騒音の発生施設には防音対策を講じるともに、地域住民の生活環境に影響を与えないようにすること。

(2)　輸送車両のアイドリングストップを励行し、自動車騒音の防止に努めること。

４．振動防止対策

乙は、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）を遵守し、振動の発生施設には防振対策を講じるとともに、地域住民の生活環境に影響を与えないようにすること。

５．悪臭防止対策

乙は、悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）を遵守し、適切な脱臭装置の設置等、悪臭物質の排出防止対策を講じるとともに、地域住民の生活環境に影響を与えないようにすること。

６．廃棄物処理対策

乙は、一般廃棄物及び産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）の処理については、次の各号により措置するものとする。

(1)　資源のリサイクルを積極的に推進し、廃棄物の減量化に努めるものとする。

(2)　廃油、残渣物、廃プラスチック等は、乙の責任において処理すること。なお、一般廃棄物の処理についても同様とする。

(3)　前号の処理を委託する場合は、都道府県知事及び市長の許可を受けた廃棄物処理業者に運搬、又は処分を委託すること。なお、廃棄物の種類・量を常に記録しておき、甲が必要と認め

るときは掲示できるようにしておくこと。

(4)　焼却による鶏糞の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）及びダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）を遵守して行うこととし、敷地内において、これ以外の廃棄物の焼却は一切しないこと。

７．環境保全活動の推進

乙は、環境保全組織を整備し、次の各号により環境の保全を推進するものとする。

(1)　敷地内及び周辺の環境美化に積極的に努めること。

(2)　従業員の環境保全意識の向上を図るため、環境教育に積極的に努めること。

(3)　エネルギーの有効利用及び節減を推進し、二酸化炭素等の温室効果ガスの削減に積極的に努めること。

(4)　環境への負荷の低減に資する製品等の調達・利用に努めること。

(5)　環境に配慮した効率の高い作業環境の創造に努めること。

８．防災対策

乙は、災害防止に関し、次の各号により措置するものとする。

(1)　消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、その他関係法令を遵守し、災害防止に万全を期すること。

(2)　防災体制を確立し、災害連絡系統図を作成するとともに、社内の防災教育に努めること。

９．測定及び報告

乙は、次の区分により測定を実施し、その結果を甲に水質測定結果定例報告書（様式 1）にて報告するものとする。

区分	測定方法	測定箇所	測定回数	報告様式
水質	排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法（昭和 49 年環境庁告示第 64 号）によること。	最終排水口とする。	年 2 回(4 月、10 月)とする。ただし、甲が必要と認める場合は、甲の指示に従うこと。	様式 1